

第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が、平成27年5月29日付けで行った行政文書不開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、平成27年5月14日付けで「建設事- - 川測量業務委託公正入札調査委員会における入札談合に関する情報の報告書一式」の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、条例第11条の規定に基づき当該行政文書の存否を明らかにしないで行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年5月29日付け県土総第1022号-1をもって申立人に通知した。

3 異議申立て

申立人は、実施機関に対し、平成27年6月11日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議を申し立てた。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、対象文書の全部を開示するよう求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 申立人は、建設事務所長、県土整備部長及び知事に対して、建設事務所が繰り返し入札談合・官製談合を行っている旨指摘してきたが、取り扱ってもらえないため、本件請求に係る業務委託について、入札終了後知事及び山梨日日新聞社に入札談合情報を申立人自らよせた。

これにより開札が保留され、開札翌日の公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）の開催を経て落札者が決定される等の事実から「特定業務委託において談合情報があり、調査委員会が調査した情報」が既に明らかになったので、「開示請求に係る行政文書の存在について応答すれば、そのことにより特定業務委託において談合情報が有り、調査委員会が

調査したか否かという情報が明らかとなる」という理由は成立しない。

- (2) 申立人は、平成26年度から 建設事務所長、県土整備部長及び知事に対して入札談合・官製談合について複数回質問書等を提出している。

それに対する回答文書中に「特定の法人が談合の疑いで調査したが、談合の事実はないとしている」とあり、当該文書は公文書として公開しており、「特定の法人が談合の疑いで調査対象になったという、当該法人の信用力・社会評価を貶める可能性のある情報」は既に明らかになっており、不開示理由として成立しない。

- (3) 入札談合・官製談合について指摘し続けた申立人が経営する会社は県からの受注がない一方で、「申立人が指摘し続けてきた入札談合・官製談合の疑いのある当該法人」は県からの指名・受注件数が減少していない。

このような状況からすれば、現に「調査委員会が調査したか否かという情報を公にすることにより、当該法人の権利、利益、競争上の地位その他正当な利益を害」しておらず、不開示理由に当たらない。

- (4) 山梨県『談合情報対応マニュアル』（以下「マニュアル」という。）によれば「入札談合に関する情報報告書」などの書類を作成し、公正取引委員会や山梨県警察本部へ通報することとされているが、その関連文書すら開示しないのであれば、引き続き 建設事務所や山梨県県土整備部が入札談合・官製談合を行うこととなり、許し難い行為であり異議申立書を提出する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が不開示理由説明書で説明している内容は、概ね次のとおりである。

1 存否応答拒否について

開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該行政文書の存否を回答できない場合がある。

例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該行政文書に記録されている病歴の情報は不開示情報に該当するので、文書は存在するが不開示であると答えてしまうと、当該個人に当該病歴があることが明らかになってしまう。

このような場合には、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する必要がある。

また、存否応答拒否が必要な種類の文書については、実際に文書が存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要となる。

なぜならば、行政文書が存在する場合に存否を明らかにせず応答を拒否しても、行政文書が存在しない場合に不存在と答えてしまうと、存否応答拒否がされた場合は文書が存在することが開示請求者に推測され得るためである。

2 条例第11条及び第8条2号の該当性

本件請求には、特定建設事務所発注の特定業務委託番号及び業務委託の名称

が記載されている。

当該建設事務所、業務委託番号及び業務委託の名称については、実施機関が作成している「山梨県公共事業ポータルサイト」により公開されている情報であり、その情報を基に誰でも入札参加者や落札者、落札金額等の情報を知ることができる。

また、入札に付そうとする工事や業務委託について談合情報があった場合には、マニュアルにより、次の対応を行うこととされている。

直ちに公共工事発注部局（以下「主務部長」という。）の設置する調査委員会の事務局へ通報

調査委員会の事務局は、通報を受けた場合には、情報の内容を報告書にまとめ速やかに調査委員会の委員長に報告

調査委員会の委員長は、調査委員会の事務局から報告を受けた場合には、情報の信憑性を踏まえ、必要に応じ調査委員会を招集し、事情聴取等のマニュアル第2以下の手続によることが適切であるか否かについて審議

主務部長は、調査委員会の審議によりマニュアル第2以下の手続によることとした情報については、各段階の対応について「入札談合に関する情報報告書」等必要書類の写しを添えて、速やかに県土整備部長に報告

上記の情報については、主務部長の報告を受けて、県土整備部長が速やかに公正取引委員会及び山梨県警察本部に通報

本件請求には、特定建設事務所発注の特定業務委託番号及び業務委託名称が含まれており、当該行政文書の存否を答えるだけで、特定建設事務所の特定業務委託において談合情報があったか否か、マニュアルにより調査委員会が調査したか否かという情報が明らかになる。

また、当該業務委託について、前述の「山梨県公共事業ポータルサイト」と照合することにより、入札に参加した特定の法人が明らかになることから、当該行政文書の存否を答えるだけで、当該法人が談合情報により調査対象になったか否か、調査委員会が当該法人を調査したか否かという情報も明らかとなる。

ところで、企業の法令遵守が強く求められている昨今の社会状況において、入札に参加した法人が談合に関与したのではないかと疑われることは、当該法人の信用力・社会的評価に著しい影響を及ぼす。

したがって、特定建設事務所発注の特定業務委託番号及び業務委託名称を明示した「入札談合等に関する情報報告書」等の本件請求に対しては、その存否を答えるだけで、法人の信用力・社会的評価を著しく貶めるおそれのある情報が明らかになる。

そして、かかる情報は、「法人に関する情報」であって、「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある」ことから条例第8条第2号イに該当し、同号ただし書に該当しないことから、同号所定の不開示情報に該当する。

法人等は自由な事業活動が保障され、その活動を通じて社会全体の利益に寄与することが期待され、その適正な活動は社会維持存立と発展のために尊重され、保護されなければならない。

したがって、本件請求に係る行政文書は、その存否を答えるだけで、条例第8条第2号所定の不開示情報を開示することとなるため、法人等の正当な利益侵害の防止、自由な事業活動の保障、公正な競争秩序の安定を図る観点から、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例第1条は、行政文書の開示を請求する県民の権利を明らかにするとともに、行政文書の開示に関し必要な事項を定めること等により、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし県民の県政への理解と信頼を一段と深めるとともに、県民が県政に関する情報を的確に知る権利の尊重に資することにより、県民参画の開かれた県政を一層推進することを目的としている。

これを受けて条例第8条は、開示請求があったときは、同条各号に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない旨定めている。

その趣旨は、個人、法人等の権利利益や公共の利益等も適切に保護すべき必要があることから、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較考量し、開示しないことに合理的な理由がある情報である不開示情報が記録されていない限り、行政文書を原則開示するという理念を定めたことにある。

当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものとする。

2 条例第8条第2号の趣旨

条例第8条第2号は、法人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む。）の不開示情報としての要件を定めるものである。

法人等又は事業を営む個人には社会の構成員として自由な事業活動が認められ、その活動を通じて社会全体の利益に寄与しており、その適正な活動は、社会の維持存立と発展のために尊重され、保護されなければならない。

しかしながら、他方、法人等の活動に関する情報は、消費者にとっては、商品やサービスを選択するうえで重要なものであり、とりわけその事業活動が消費者の生命、健康、安全などに関わる場合、これらの法益を確保するため当該活動に係る情報の公開が求められることがある。

このため、条例は、「イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるもの」及び「ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を原則不開示としつつ、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、法人等の利益を犠牲にしても開示することとしている。

3 条例第11条の趣旨

条例第 11 条は、「開示請求に対し、当該請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

その趣旨は、開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該行政文書の存在を答えることが不開示情報を開示することと同様の結果となることを避ける点にある。

とはいえ、当該規定は濫用のおそれを伴うため、その適用に当たっては慎重でなければならないことはいうまでもない。

4 存否応答拒否の妥当性について

実施機関は、条例第 11 条により、存否を答えることで条例第 8 条第 2 号に規定する不開示情報が明らかになるとして存否応答拒否を行っていることから、本件請求の存否を答えることが条例第 8 条第 2 号イに規定する不開示情報を開示することとなるか、以下検討する。

本件請求には、特定建設事務所発注の特定業務委託番号及び業務委託名称が含まれている。

また、申立人は当該業務委託に関して調査委員会が取得した入札談合に関する報告書一式を請求しているものと認められる。

このような請求に対し、行政文書の存在について答えた場合、特定建設事務所発注の特定業務委託において入札談合の情報があり、調査委員会が調査したか否かという情報が明らかとなる。

また、実施機関が運営・管理している「山梨県公共事業ポータルサイト」内の「情報公開 - 入札結果」の検索画面からは、部局名と調査区分を選択し、所属・業種・入札方式・工事(業務委託)番号等の項目の中から任意の項目を選択及び検索することにより、何人でも落札価格や落札者、入札参加者や入札価格等の情報を知ることができる。

特に工事(業務委託)番号が判明している場合には、よりの確に入札参加者等の情報を入手することが可能となる。

したがって、こうした容易に入手可能な他の情報との照合が可能な状況において、本件請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、特定建設事務所発注の特定業務委託について、入札に参加した法人等が、入札談合の情報により調査対象となったか否か、調査委員会が当該法人等を調査したか否か、という情報が明らかになる。

ところで、実施機関が作成している『山梨県情報公開条例の解釈・運用基準』によると、条例第 8 条第 2 号イに規定する「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」への該当可能性のある情報の例として、「法人等の信用力・社会的評価を貶める可能性のある情報」が挙げられており、その具体的な事例の一つとして、「評価情報苦情申告の内容等真偽不明朗な情報」が例示されている。

また、条例第 8 条第 2 号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」

とは、主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報が開示されることによって当該法人等の正当な利益等が害されるという相当の蓋然性が客観的に認められる場合を意味するものである。

そして、客観的に相当の蓋然性があるかどうかは、当該情報がどのような法人等に関するどのような種類のものであるか（法人等の性格、当該情報の内容・性質、当該法人等の事業内容、当該法人等と行政との関係、その活動に対する憲法上の権利の保護の必要性等）などといった情報の一般的な性質に照らし、総合的に判断することとなる、としている。

入札に付そうとする工事及び業務委託について、入札談合に関する情報が寄せられた場合には、実施機関がマニュアルにより対応することは、公表されており、何人でもその内容を知ることが可能である。

しかし、実施機関の説明によれば調査委員会の開催は不定期であり、かつ開催時期については公表していない。

実施機関が入札談合に関する情報を入手すると、マニュアルに基づいて当該情報の信憑性を踏まえて、必要に応じて調査委員会が招集される。

さらに、マニュアル第2以下の手続に入ることが適切と判断した場合には、県土整備部長は主務部長から報告を求めることになっている。

入札談合に関する情報に基づいて「調査委員会が調査した」という情報が明らかになると、調査委員会が情報の信憑性を踏まえて「調査する必要があると認めている」ことを示すこととなる。

実施機関の説明によれば、調査委員会の調査の結果、談合の事実が認められた場合を除いて、調査結果は公表していない。

よって、談合の事実が認められた場合には実施機関は必ず当該事実を公表しているが、そうでない場合には、談合が実際にあったのかどうかは不明であり、調査結果も公表されない。

つまり、調査委員会が調査を行ったからといって、その結果として談合の事実があったということにはならない。

そして、談合の事実があった場合以外にはその調査結果が公表されないことから、仮に調査が行われたとして、特定の工事や業務委託について調査委員会が調査を行ったという情報を開示した場合には、調査を行った時点では談合の事実が確認できないにも拘わらず、あたかも入札参加者が談合という犯罪に関与したのではないかと、という誤った情報として受け止められるおそれがあることを否定できない。

よって、入札談合に関与したか否か真偽不明な情報であっても、調査委員会が調査したという情報は、開示することにより、法人等の信用力・社会的評価を貶める可能性があり、入札参加者にとっては、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報と認められる。

したがって、本件請求に係る行政文書は、その存否を答えるだけで条例第8条第2号イの不開示情報を開示することと同様の結果となることから、条例第11条の規定により本件処分を行った実施機関の判断は是認できる。

この点に関し、調査の結果、談合があったと認められる場合には、実施機関は談合の事実を公表することとなっていることから、公表されない以上は、談

合の事実が認められなかった旨を開示するべきではないか、と考えることもできる。

しかしながら、企業経営における法令遵守が強く求められている昨今の社会状況において、たとえ談合の事実が認められなかったとしても、入札に参加した法人名を開示することとなれば、「談合の疑いがある」という不確かな情報で、入札に参加した法人等が、あたかも談合に関与していたかのような不名誉な疑念を抱かれることになり、当該法人等の信用力や社会的評価を貶めるおそれがあることを否定できない。

このことから、談合の事実が認められない場合においても、実施機関がその結果を開示しないことには合理性があると認められる。

なお、申立人はこの他種々主張しているが、当審査会は条例第20条に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関の行った本件処分についての妥当性を判断するに止まるものである旨、付記する。

5 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 の 経 過

年 月 日	審 議 事 項
平成27年 7月22日	諮問
平成27年 8月 5日	異議申立事案の概要を説明
平成27年 8月 7日	実施機関から不開示理由説明書を受理
平成27年 9月30日	異議申立人から意見書を受理
平成27年11月10日	実施機関からの意見聴取 審議
平成27年12月11日	審議
平成28年 2月 8日	審議

山 梨 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員

氏 名	役 職 名	備 考
勝 良三	元代表監査委員	
東條 正人	弁護士	会長代理
野村 千佳子	山梨学院大学経営情報学部教授	
三好 規正	山梨学院大学大学院法務研究科教授	会長
八巻 佐知子	弁護士	